

無線局変更申請（届）書

平成 年 月 日

北海道総合通信局長 殿

申請者 住所
氏名
代表者氏名 印
代理人 住所
氏名
代表者氏名 印
(代理人が提出する場合は委任状が必要です。)

私 所属無線局の下記事項（ 印を付した事項）を変更 したい 申請します。
当社 したので、別紙の書類を添えて 届け出ます。

記

申請事項 項目（根拠条項）	局種	局名	届出事項 項目（根拠条項）	局種	局名
1 無線設備（法第17条第1項）			1 無線設備（法第17条第2項）		
2 無線設備の設置場所（法第17条第1項）			2 無線設備の常置場所 注3 （施則第43条第3項）		
3 指定事項（法第19条）注1					
4 通信の相手方（法第17条第1項）			3 その他 注4		
5 免許状の訂正（法第21条）注2					

申請に関する連絡責任者 住所 所属
氏名 電話番号
メールアドレス（免許人が個人の場合は記載不要）

送付先 〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎 総務省 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課

～ 申請書記載の注意点 ～

注1 指定事項の変更（法19条）とは以下の場合が該当します

- 「電波の型式、周波数及び空中線電力」欄の記載事項を変更しようとする場合
- 「識別信号」欄の記載事項を変更しようとする場合
- 「運用許容時間」欄の記載事項を変更しようとする場合

注2 免許状の訂正（法21条）とは以下の場合が該当します

- 免許人（法人）の商号を変更した場合（*）
- 有限会社から株式会社に変更した場合
- 任意団体において団体名及び代表者を変更した場合
- 免許人の住所を変更した場合（常置場所が変わらない場合）

* 会社名の変更が『法人の合併・分割及び事業の譲渡』を原因とする場合は、『免許承継』の手続きが必要となる
ことがあります。この場合には 免許承継について をご参照下さい。

注3 常置場所の変更（施則43条の第3項）とは以下の場合が該当します

- 移動する無線局であって「無線設備の常置場所」欄の住所に変更があった場合（支店・工場等の移転）

注4 その他について

- 事項書及び工事設計書の分割・統合に伴う免許状の分割・統合を希望する場合
- その他、表内に該当しない変更項目がある場合は、適宜その変更項目を追加して使用する。